

東日本高速道路株式会社測量作業規程

東日本高速道路株式会社測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号、平成 23 年 3 月 31 日付け平成 23 年国土交通省告示第 334 号による一部改正、平成 25 年 3 月 29 日付け平成 25 年国土交通省告示第 286 号による一部改正、平成 28 年 3 月 31 日付け平成 28 年国土交通省告示第 565 号による一部改正、令和 2 年 3 月 31 日付け令和 2 年国土交通省告示第 461 号による一部改正、令和 5 年 3 月 31 日付け令和 5 年国土交通省告示第 250 号、令和 7 年 3 月 31 日付け令和 7 年国土交通省告示第 240 号（以下「準則」という。）を準用する。

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「東日本高速道路株式会社が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 9 条第 2 項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第 9 条第 3 項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第 13 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 634 条中「用地幅杭 材質：木及びプラスチック 杭の表示色：黄 寸法：6×6×60 及び 7×7×60」とあるのは「用地幅杭 材質：プラスチック 杭の表示色：赤 寸法：9×9×90」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「令和 7 年 4 月 1 日」とあるのは「令和 7 年 7 月 1 日」と、それぞれ読み替えるものとする。

令和 7 年 7 月